

かつよう タブレット活用のルール



タブレットは、授業や家庭学習のために、呉市から皆さんに貸し出されたものです。タブレットは便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そこで、皆さんが安心して安全に活用できるよう、「タブレット活用のルール」を定めました。このルールを守り、タブレットをみなさんの学びに役立てましょう。

呉市立横路小学校

| | | | |
|---|---|---|----|
| | | | 氏名 |
| 年 | 組 | 番 | |

もくてき
【目的】

タブレットは、授業と家庭学習のために使うことが目的です。

学習活動に関わる以外の目的で使ってはいけません。

1 タブレットの使用について

- (1) 毎日学校で使います。学校のある日は、忘れず持ってきます。
- (2) 長時間にわたって継続して画面を見ないように、30分に一度は、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休ませましょう。
- (3) 家や学校などでタブレットを使える時間は、
低学年(1～3年生) 午前8時から午後8時まで
高学年(4～6年生) 午前8時から午後9時までです。
使う時間をかならず守ります。家では、1日1時間をめどに使います。
- (4) タブレットを使う時は、こわしたり、なくしたりしないよう注意しましょう。
 - ・手を清潔にして触ります。
 - ・タブレットの画面は指か専用のタッチペンで触れるようにします。こわれる原因になるので、鉛筆やペンで触れたりしません。
 - ・周りに食べ物や飲み物を置きません(水筒や濡れた衣服にも注意)。
 - ・持ったまま走ったり、床や地面に置いたりしません。
 - ・登下校中はランドセルに入れます。教科書や水筒などが上になるような入れ方をしません。(教科書ではさむように入れます。)また、無理に詰め込みません。
 - ・タブレットが入ったかばんを放り投げたりしません。
 - ・直射日光が当たる場所や、ストーブの側等、高温になる場所に置きません。また、水を使う場所や、湿度の高い場所に置きません。
 - ・磁石を近づけません。
 - ・充電する時、充電ケーブルの抜き差しは丁寧にいきます。充電の場所は、壊れにくい確かな場所できるようにしましょう。(椅子の上などで充電しません。)
- (5) 個人で購入した内ケースは使用しません。また、タブレットやケースにシールなどを貼ったり付けたりしません。落書きなどタブレットに何か書いたりしません。
- (6) タブレットのシステムを変えようしたり、制限を外そうとしたりしてはいけません。
- (7) 学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- (8) 学校でタブレットを破損させたり、紛失したりした場合は、直ちに先生に申し出ましょう。
- (9) 家庭でタブレットを破損させた場合は、直接修理に出さず、保護者を通じて速やかに先生に報告しましょう。

【こんなことをすると壊れます】

- 落下 ・画面への強い衝撃 ・充電ケーブルに足がかかる
- 水濡れ ・踏み付け ・ペットが充電ケーブルを噛む
- ランドセルやカバン等への無理な詰め込み(曲がり) など

2 個人情報や著作権の保護について

- 自分のタブレットを貸したり、人のタブレットを借りたりしてはいけません。
- 先生の許可無く他人のタブレットを触ってはいけません。
- アカウント情報(I Dやパスコード及びパスワード)は自分のタブレットを安全に使うために大切なものです。他人に教えたり、インターネット上に公開したり、許可無く変更したりしてはいけません。
- 画面をのぞき込む等して、他人のアカウント情報を盗み見えてはいけません。
- タブレットやクラウドに保存してある他人のデータを許可なく変更したり、削除したりしてはいけません。
- 学校から自分に与えられたものではないアカウントを使用してはいけません。
- 他人のアカウント情報を使ってログインする「なりすまし」をしてはいけません。
- アカウント情報は、忘れたり、紛失したりしないよう、自分で管理しましょう。
- パスコードを忘れた場合は、学校に連絡しましょう。何度も入力間違いをしたり、入力画面で強制的に電源を切ったりした場合、初期化が必要になり、保存データが消えてしまいます。

3 カメラ機能の使用について

- カメラ機能は、先生からの指示があった時にのみ使用しましょう。
- 無断で他人の写真や動画を撮影したり、加工したりしてはいけません。
- 他人を撮影する時は、撮影する前に相手にきちんと伝えましょう。
- 撮影された相手が嫌な思いをするものであれば、本人の目の前で撮影した画像や動画を削除しましょう。
- みだりに他人にカメラを向けるなど、疑わしいことをしてはいけません。

4 インターネットの利用について

- 学習に関係のないサイトの閲覧や利用(写真・動画のダウンロードや配信)、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への書き込み、写真・動画の配信をしてはいけません。
※インターネットの接続記録が残るため、学校や教育委員会は、あなたがどのようなサイトにアクセスしたかを把握することができます。

※インターネット上じょう ふてきせつに不適切なデータこうかいを公開した場合ぼあい かんぜん さくじょ、完全に削除することはできないため、肖像権しょうざうけん しんがいはい めいよきそんの侵害や名誉毀損などにつながります。

- (2) インターネットの閲覧えつらんには制限せいげんがかけられていますが、万が一怪しいサイトまん いちあやに入ってしまった時は、すぐに先生せんせいや保護者ほごしやに知らせましょう。

5 学校での使用について

- (1) 学校がっこうへ登校したら、タブレットた あ つくえ なかを立ち上げて、机よう たなの中やタブレット用の棚たなにしまっておきます。
(どこにしまうかは担任たんにんの先生せんせいの指示しじに従したがいます。)
- (2) 授業じゅぎょう中の使い方は、先生せんせいの指示しじに従したがいましょう。
- (3) 授業じゅぎょう以外の時間いがいは、先生せんせいの指示しじが無い限り使用な かぎしてはいけません。学校がっこうで決められた場所ばしょに保管ほかんしましょう。
- (4) 移動教室いどうきょうしつのためにタブレットもを持ち運ぶ場合は、置き忘れほこ ぼあいや破損おき わすに注意はそんし、先生せんせいの指示しじがあるまで使用しじしてはいけません。

6 自宅での使用について

- (1) 使う場所つか ばしょ、保管する場所ほかん、充電する場所じゆうでん、使用時間じゆうじかんについて、保護者ほごしやと話し合あって決めましょう。

※1-(1)～(4)を参照さんしやう

- (2) 自宅じたくでは、次の目的つぎ もくてきでタブレットしやうを使用しやうしましょう。
- ・学校がっこうから出された課題だ かだいに取り組む。
 - ・学校がっこうから配信されたお知らせ等し などを、保護者ほごしやに見せる(保護者アンケート等ほごしや など ふくを含む)。
 - ・学校がっこうで認められた範囲みと内で、自主的はんいに学じしゆてき習がくしゆする。
- (3) インターネットの使用しやうについては、保護者ほごしやの許可きよかを得た使い方え つか かたをしましょう(使い方つか かたによっては、家庭かていで契約けいやくしている通信容量つうしんようりやうを超こえてしまう場合があります)。
- (4) 自宅じたくに持ち帰かえった後あとに自宅じたくで十分じゆうぶんに充電じゆうでんしておきます。
(帰かえったらすぐ充電じゆうでんし、時間じかんを決きめてランドセルいに入れるくせをつけましょう。)
- (5) 自宅じたくのパソコンとタブレットは、絶対ぜつたいに接続せつぞくしません。
- (6) 就寝じゆうしんする30分ふん前まえからは使つかいません。

※「タブレット活用のルール」を守れない場合は、使用を制限することがあります。

※学校での学がっこう習がくしゆ利用時に破損りやうした場合の修理費じは、基本的には呉市教育委員会はそん ばあい しゆりひ きほんてき くれしきやういくいんかい ふたんが負担ふたんします。ただし、学校管理下がっこうかんりかであっても故意こいまた又は過失かしつによる破損・故障はそん こしやう ばあい とうの場合や、登下校中げこうちゆう・家庭かていにおける破損・故障・紛失はそん こしやう ばあい とうなどの場合は、家庭に費用ひやうを求めます(状況じやうきやうによっては4万円弱まんえんじやくかかります)。

※広島県PTA連合会ひろしまけん れんごうかいしやう小・中学校保障制度等ちゆうがっこうほしやうせいどう ごかにゆう ぼけん、御加入ごかにゆうの保険ほけんによっては、タブレットの修理費しゆりひの保障ほしやうが受けられるものもありますので、ご確認かくにんください。